

仮 訳

保険監督者国際機構

保険セクターにおけるシステミック・リスクに関する

包括的枠組み：

グローバルモニタリングエクササイズ

2019年11月

IAIS について

保険監督者国際機構（IAIS）は、200 を超える管轄区域からの保険監督者および規制者である任意のメンバーからなる組織である。IAIS の使命は、保険契約者の利益と保護のために、公正、安全かつ安定した保険市場を発展させかつ維持すべく、効果的でグローバルに統合的な保険業界の監督を促すこと、およびグローバルな金融安定に貢献することである。

IAIS は 1994 年に設立され、保険セクターの監督のための原則、基準および他の支援する資料の策定、ならびに、それらの実施を支援する責任を有する国際的な基準設定主体である。また、IAIS はメンバーに対して、保険監督および保険市場に関するメンバーの経験および見解を共有するための議論の場を提供する。

IAIS は、他の国際的な金融政策立案者および監督者または規制者の協会と自身の取組みを調整しており、また、世界的な金融システムの形成を支援している。特に、IAIS は、金融安定理事会（FSB）のメンバーであり、国際会計基準審議会（IASB）の基準諮問会議のメンバーであり、および保険へのアクセスに関するイニシアティブ（A2ii）のパートナーである。また、その結集された専門知識が認められ、IAIS は、G20 のリーダーおよび他の国際的な基準設定主体から、保険の論点のみならずグローバルな金融セクターの規制および監督に関する論点について、定期的に助言を求められている。

保険監督者国際機構
c/o 国際決済銀行
CH-4002 Basel
Switzerland
Tel: +41 61 280 8090 Fax: +41 61 280 9151
www.iaisweb.org

本文書は IAIS のウェブサイト(www.iaisweb.org)上で入手可能。

著作権：保険監督者国際機構(IAIS)、2019。

無断転載禁止。出典表示を条件に、概要の引用について、複製または翻訳を許可する。

目次

略語

- 1 グローバルモニタリングエクササイズの目的
 - 1.1 個別の保険会社のモニタリング
 - 1.2 セクター全体のモニタリング
 - 1.3 定期的なレビュー
 - 1.4 グローバルモニタリングエクササイズのプロセス

- 2 モニタリングの分類
 - 2.1 SWMおよびIIMの分類の概観
 - 2.2 SWMとIIM間のマッピング

- 3 データ収集
 - 3.1 データ収集の範囲
 - 3.1.1 IIMのデータ収集の範囲：保険会社プールの選択
 - 3.1.2 SWMのデータ収集の範囲
 - 3.2 データ収集の準備および開始
 - 3.3 データの検証

- 4 システミック・リスクの評価
 - 4.1 IIMのシステミック・リスクの評価
 - 4.1.1 絶対的評価アプローチ
 - 4.1.2 相対的なランク付け
 - 4.1.3 セクター横断的分析
 - 4.1.4 動向の発展
 - 4.1.5 補助的リスク指標
 - 4.2 SWMのシステミック・リスクの評価
 - 4.2.1 定量的評価
 - 4.2.2 定性的評価
 - 4.3 SWMとIIM間の相互作用

- 5 IAISメンバーとステークホルダーとのフィードバックループ
 - 5.1 IAISメンバーとのフィードバックループ
 - 5.2 外部のステークホルダーとの円卓協議

- 6 IAISの集団での協議
 - 6.1 IIMに関連する規準
 - 6.2 セクター全体のモニタリング
 - 6.3 集団での協議の内容
 - 6.4 集団での協議の結果

- 7 報告

- 7.1 参加保険会社への報告
- 7.2 IAISメンバーへの報告
- 7.3 FSBへの報告
- 7.4 公衆への報告

Annex : IIMリスク指標への変更の詳細な説明

略語

ARV	絶対参照値
BCBS	バーゼル銀行監督委員会（同様に、バーゼル委員会）
FSB	金融安定理事会
GIMAR	グローバルな保険市場の報告書
GME	グローバルモニタリングエクササイズ
GRMS	グローバルな再保険市場の調査
G-SIB	グローバルなシステム上重要な銀行
G-SII	グローバルなシステム上重要な保険会社
IAIG	国際的に活動する保険グループ
IAIS	保険監督者国際機構
ICP	保険基本原則
IFA	内部金融資産
IFL	内部金融負債
IIM	個別の保険会社のモニタリング
KIRT	主要な保険リスクおよび傾向
LL	負債流動性
OTC	窓口
SFT	証券金融取引
STF	短期資金調達
SWM	セクター全体のモニタリング

1 グローバルモニタリングエクササイズの目的

1. 全般的な文書¹に記載したように、保険契約者を保護し、グローバルな金融安定に貢献するための、効果的でグローバルに整合的な監督という使命を下支えするために、保険監督者国際機構 (IAIS) は2019年の11月に、グローバルな保険セクターにおけるシステムミック・リスクの評価および軽減のための包括的な枠組み（「包括的枠組み」）を採択した。本文書では、IAISのグローバルモニタリングエクササイズ(GME)の目的およびプロセスについて、より詳細に説明している。包括的枠組みの主要要素として、GMEはグローバルな保険市場の傾向および発展状況を評価し、また、グローバルな保険セクターにおける潜在的なシステムミック・リスクの蓄積を発見するのに役立つ。これには、具体的な活動およびエクスポージャーに関してセクター全体の傾向から生じる、潜在的なシステムミック・リスクについてのIAISによる毎年²の評価が含まれるが、それらの活動およびエクスポージャーから生じる、個別の保険会社²のレベルで（更新された評価手法を用いた）システムミック・リスクが集中する可能性も含まれる。

2. GMEには以下の要素を含む：

- セクター全体のモニタリング (SWM) ；
- 個別の保険会社のモニタリング (IIM) ；
- 広範な金融市場の発展状況も考慮した上での、セクター全体に端を発するまたは個別の保険会社のレベルでの、あらゆる潜在的なシステムミック・リスクを評価するためのIAISによるデータ分析；
- 評価結果についてのIAIS内での集団での協議³。この協議は以下の主要な側面を有する；
 - セクター全体レベルで特定された傾向およびあらゆるシステムミック・リスクの評価
 - 個別の保険会社に集中する潜在的にシステムミックな活動およびエクスポージャーから生じる、当該保険会社の経営困難または無秩序な破綻の場合に、最終的にグローバルなシステム上の影響をもたらさうる、リスクの傾向およびその増加水準を考慮すること；ならびに
 - 強化された監督上の政策措置および/または介入権限を含め、それら監督上の政策措置の評価および/または既に実施済みの介入権限を勘案した、適切な監督上の対応を考慮すること。
- 参加保険会社、IAISメンバー、金融安定理事会 (FSB)、および公衆への報告。

3. GMEは、IAISの2020－2024年の戦略計画⁴において、特にハイレベルの目標1：保険セクターにおける、または保険セクターに関連するグローバルな市場の傾向および発展状況を評価し、また、IAISの使命に適合する機会、難題、およびリスクを示す課題に対応する上

¹ <https://www.iaisweb.org/page/supervisory-material/financial-stability> を参照。

² 本文書で「個別の保険会社」の用語を使用している場合は、個別の保険会社に端を発するリスクに対して、集合的なエクスポージャーおよび活動に端を発するリスクを明確に区別するためであり、個別の法人単位には使用しない。

³ この集団での協議は、個別の保険会社が関与する場合は、関連する監督者と協力して開催されることになる。

⁴ <https://www.iaisweb.org/page/about-the-iais/strategic-plan> を参照。

で、IAISを支援する。

4. また、包括的な枠組みでは、IAISによるグローバルなモニタリングと管轄区域レベルでのマクロ健全性調査と監督の間でのフィードバックループの導入を可能にする。特定の管轄区域で累積した脆弱性は、管轄区域を越えて影響する可能性がある。加えて、管轄区域および地域の傾向を理解することで、グローバルな傾向の理解を促進する。

1.1 個別の保険会社のモニタリング

5. IIMは、個別の保険会社の経営困難または無秩序な破綻に端を発するシステム上のリスクを評価することを目的としており、個別の保険会社の経営困難または無秩序な破綻がグローバルな金融安定に深刻な脅威をもたらす程に、潜在的にシステム的な活動またはエクスポージャーが個別の保険会社に集中するようになる可能性を認識している。IIMはSWMと共に、GMEの主要要素2つの内の1つである。包括的な枠組みにおいては、この評価を裏付けるために、更新された手法が採択されている。しかしながら、選定手法は、広範なIIMに対する単なる1つのインプットであり、特に、IIMの一部を構成する、分析の全概観については章4.1を参照されたい。

6. IAISは、2013年に、グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）を特定するための手法を最初に開発した（「2013年の手法」）。その中で示されたように、IAISメンバーに指摘された改善点、保険セクターにおける発展状況、保険会社の活動または商品における変更点、グローバルな保険市場の成長、ならびに保険セクターおよびより広範に金融セクターにおけるシステム上の重要性を測定する手法およびアプローチにおける改善点を捕捉するために、選定手法は3年ごとに見直されることとされた。そのため、2016年にIAISは、更新された手法（「2016年の手法」）を採択した。2019年のIIM選定手法は、3年ごとの定期的な見直しの一環として2016年の手法と置き換わる。2019年の手法は、2020年のグローバルモニタリングエクササイズで初めて適用されることになる。

1.2 セクター全体のモニタリング

7. SWMは、特定の活動およびエクスポージャーに関して、セクター全体の傾向を評価することを目的としており、定性的および定量的双方の部分で構成される。これはIIMを補完するものであり、双方の結果がIAISのシステム的・リスクの評価、ならびにIAISの集団での議論に投入されることになる。SWMは、マクロ健全性調査に関連するIAISの既存の取組みとより広範な市場調査を結び付けるもので、以下を含む：

- IAISの主要な保険リスクおよび傾向（KIRT）調査：リスクの定性的評価についてのIAISメンバー間での年次の任意の調査；
- IAISのグローバルな再保険市場の調査（GRMS）：関連するIAISメンバー間でのデータ収集で、その結果は、グローバルな保険市場の報告書（GIMAR）の中で、一般公衆に毎年報告される；および
- IAISのGIMAR：これは、グローバルな保険市場の傾向および発展状況についての概観を提供するもので、保険監督者の観点から、関係する課題にグローバルな視点を持つようにする、一連の話題を示す章も共に提供する。

8. これらの取組みを結び付けることで、IAISはグローバルな保険市場におけるシステム

ック・リスクおよび傾向に関するより包括的な見解を得ることが可能となる。

9. グローバルなマクロ健全性およびより広範な市場調査をさらに裏付ける定量的な要素を加えることで、包括的枠組みにより、IAISは定性的なKIRT調査を向上させる。

10. SWMは、IAISの既存のマクロ健全性調査の取組みを向上させ、また、以下の要素を含む年次のデータ収集エクササイズにより促進される：

- 以下に基づく、IAISメンバーからの定量的および定性的な情報：
 - 定量的なデータ収集で、IAISのメンバーの管轄区域で特定のカテゴリーで事業運営している法人からのデータを統合したもの；および
 - 蓋然性、影響、および傾向の観点から、監督者のマクロ健全性リスクの評価をカバーする、定性的情報の要求。
- 他の広範な市場およびマクロ経済調査の指標に関して、公共の情報源に基づく、IAIS事務局によるデータ収集。

1.3 定期的なレビュー

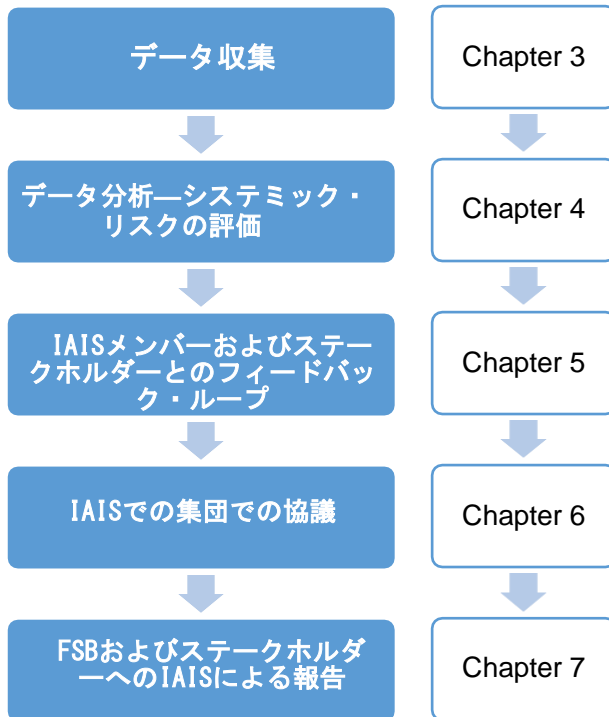
11. IAISメンバーに示唆された改善点、保険セクターにおける発展状況、保険会社の活動または商品における変更点、グローバルな保険市場の成長、ならびに保険セクターおよびより広範に金融セクターにおけるシステム上の重要性を測定する手法およびアプローチにおける改善点を捕捉するために、IIM選定手法およびSWMの3年ごとの定期的な見直しを通じたものを含め、GMEは進化し続ける。

12. そのため、最初の見直しは2022年に実施され、毎年のG-SIIsの特定を中止するか、または再度定めるかの決定を含む、FSBによる包括的枠組みの見直しへのインプットとして機能することになる。

13. さらに、IAISは毎年見直しを行い、必要であれば、費用対効果を考慮して、今後数年のデータ収集を改善し、効率化するために、IIMおよびSWMを修正することになる。

1.4 グローバルモニタリングエクササイズのプロセス

14. GMEは以下のプロセスを踏む（各段階は、さらに詳細に、本文書で説明する）：



2 モニタリングの分類

2.1 SWMおよびIIMの分類の概観

15. GMEは、以下の10の分類をモニターすることで、関連するグローバルな保険市場の傾向および発展状況、ならびに、システムック・リスクのグローバルな累積の可能性を評価するのに役立つ：

- 規模
- グローバルな活動
- 相互関連性 - カウンターパーティーに対するエクスポージャー
- 相互関連性 - マクロ経済エクスポージャー
- 資産の流動化
- 代替可能性
- 保険引受およびソルベンシー
- 保険契約者の行動
- 新たに生じるリスク
- 経済環境

これらの分類の論理的根拠を以下に簡潔に説明する。

規模

16. 規模およびグローバルな活動は、それ自体でリスクの源となることはない。しかしながら、リスクの増幅要因として機能する可能性があり、保険セクターにおけるシステムック・リスクの評価に関連する。

17. 金融システムを機能させるための単独の要素（セクターまたは保険会社）は、一般的に、当該要素が提供する金融サービスの金額とともに増加する。しかしながら、保険の文脈において、規模もまた、リスクの効果的なプーリングおよび分散化のための必須要件であることを認識すべきである。

18. 保険会社の経営困難または無秩序な破綻は、当該会社の活動がグローバルな保険活動の大部分を構成する場合、グローバルな経済または金融市場にダメージを与える蓋然性が高い。保険会社が大きくなればなるほど、当該保険会社が自社の活動を他の保険会社で即座に置き換えることはさらに困難であり、また、そのため、その経営困難または無秩序な破綻が、当該会社が事業展開している金融市場に混乱を生じさせてしまう可能性を大きくしてしまう。規模の大きい保険会社の経営困難または無秩序な破綻もまた、保険システム全体としての信頼を損ねる蓋然性が高い。

グローバルな活動

19. この分類は、その破綻がグローバルな規模で大きなマイナスの外部性を持ちかねない、金融システムの要素を特定し、また、その要素のグローバルな位置付けを把握することを目標としている。保険会社の経営困難または無秩序な破綻の国際的な影響は、そのグローバル

な位置付けに沿って異なる可能性がある。さらにグローバルに広がれば広がる程、その破綻処理を調整することがより困難となり、また、その破綻による波及効果がより拡大してしまう。

相互関連性

20. 相互関連性とは、金融システムの他の部分および実体経済との相関のことを言う。相互関連性の2つの主な側面は、カウンターパーティーに対するエクスポージャーとマクロ経済エクスポージャーである。

相互関連性 - カウンターパーティーに対するエクスポージャー

21. カウンターパーティーに対するエクスポージャーとは、保険会社と他の機関の間での直接的なエクスポージャーのことを言い、双方の機関が他方の経営困難または無秩序な破綻に脆弱となることにつながる。カウンターパーティーに対するリスクは、エクスポージャーの集中（絶対的な意味で、および保険会社のバランスシートとの相対的な評価の双方で）、保険セクター内でのエクスポージャーの相関関係、ならびにカウンターパーティーの種類（カウンターパーティー自体がシステミックかどうか）など、様々な要因によっては懸念となる可能性がある。保険会社は、銀行債権の保有、銀行セクターに多額の資金提供源および流動資金を提供する、一部の市場では、保険会社が、銀行債の保有および自身の債券ポートフォリオからの高品質の証券貸付けを通じて、多額の資金源および流動資金を銀行セクターに提供している。直接的なエクスポージャーの例は、他の金融機関またはソブリン等の、特別な事業体、セクター、もしくは資産クラスを対象とする（債券または持分証券、デリバティブ、もしくは他の金融取引などの）資産保有である。

相互関連性 - マクロ経済エクスポージャー

22. システミック・リスクが発生しうる1つの経路は、金利、為替レート、不動産、および株価など管轄区域内のマクロ経済的リスクの要因に対する共通のエクスポージャーを通じたものである。そのようなケースでは、潜在的なエクスポージャーが相互に、また市場に密接に関係しており、特異なリスクのプーリングにより分散化の可能性を限定してしまう。企業の財政状態が広範な経済と密接に相関する場合、破綻によるシステム上の影響が増加する。

23. 同様に、相関するエクスポージャーは、保険会社が特定の事象に反応する場合、保険会社の相関する行動の可能性を高める。保険会社の共通のマクロ経済的エクスポージャーは、多くの保険会社が相関する脆弱性を持つようになる蓋然性を高め、他のショックによる相関する損失、および、「破綻させるには多すぎる」シナリオの可能性が高まることにつながる。例えば、長引く低金利環境は、保険会社がより良い利回りを求めて、ミスマッチな保証リターンを提供し、結果として、潜在的に信用リスクに関連するショックに対する自社の脆弱性を増加させることになる。

資産の流動化

24. 資産の流動化は、市場の動向を悪化させ、同様の資産を保有する企業にも損失を誘発する可能性のあるスピードまたは規模で資産を売却することである。資産の流動化の共通の理由の1つは、流動性リスクの具体化である。

25. 流動性リスクは、流動資金源とニーズ間のアンバランスの結果として生じ、例えば、保険契約者による実質的な解約、またはデリバティブ活動による追加証拠金の増加に起因する流動資金のニーズである。ショック（トリガー事象）が、特定のセクターでの流動資金の不足を引き起こす反応につながる場合、マクロプルデンシャルの懸念事項となる。

26. 流動性リスクが保険会社1社または多くの保険会社で具体化する場合、このことは、金融市場における下方スパイラルの引金になりかねない。保険会社が、自社の資産について、もし流出を埋め合わせるためにかなりの削減を受け入れなければならないとしたら、保険会社は、損失に直面しかねず、また、さらには、追加の資産も売却するよう強いられる可能性があり、このことで、システム上の影響を悪化させかねない。これらの価格の影響を通じて、他の企業の同様の資産の減額の引金となり、価格の信号発信の機能をゆがめ、または活動に資金供与する企業の能力に影響することで、ショックが金融市場の他の部分に伝播されかねない。

代替可能性

27. 単独の保険会社の破綻の際に、金融システム内の他の保険会社にとって同一または同様のサービスを同様の条件で提供することが困難な場合に、当該保険会社のシステム上の重要性が増加する。関連市場での集中度または競争力は、当該市場での保険保障提供が混乱するリスクについて示唆する可能性がある。

保険引受およびソルベンシー

28. この分類は、保険引受リスクおよびソルベンシー・リスクをモニターし、また、保険セクターにおける一般的な動向および発展状況、その弾力性、収益性、ならびに他の特徴について、洞察を与えるために、ここに含めている。

29. リスクの価格改定の可能性のない、広範囲な責任準備金の積立不足は、特に、最初から価格を設定して十分に責任準備金を積むのがより困難な生命保険会社の長期の事業にとって、競争市場によってもたらされる関連する活動のために、システム上の影響をもたらす可能性がある。新たな保険事業は、専門知識の欠如、および/または実績データの欠如を理由に、会社を不十分な準備金積立/誤った価格設定のリスクにさらす可能性がある。保険料収入が給付金支払を十分にカバーしない、または、準備金の計算に用いた計算基礎が適切でない契約の引受は、保険会社レベルでの経営困難につながる可能性がある。結果的に、保険会社の対応が、広範な資産の流動化または資産の再配分、および/または、やがて起こる保険会社数社の集団での破綻を通じて、システム上の影響を生じさせる可能性がある。このことは、パンデミック、または長期の死亡率の傾向など、被保険者集団のかなりの部分に影響

しうる、保険のエクスポージャーを捕捉することになる。

保険契約者の行動

30. この分類は、解約率または継続率などの指標に重点を置いた、保険セクターの傾向および発展状況の一般的なモニタリング用に含まれている。

新たに生じるリスク

31. この分類は、他の分類では補足されず、また、近い将来発生および加速する可能性のある、潜在的にシステム上の影響がある他の新たに生じるリスクをカバーする。この分類には、システミック・リスクの位置付けを高める可能性のある、環境開発、増加するサイバーおよびFinTech活動を含みうる。この分類には、例えば、気候リスク、大災害リスク、サイバー・リスク、およびそれらがオペレーショナル・リスクに及ぼす影響を含む。

経済環境

32. この分類には、広範なマクロ健全性のモニタリングおよび分析に使用される可能性のある、公的に入手可能なマクロ変数を含む。経済環境の分類は、例えば、GDP、就業・失業率、人口、労働力、賃金の変化、生産性・労働性コスト、インフレと財政バランスについて補足する。経済環境のモニタリングでは、背景情報を提供し、また、IAISのシステミック・リスクの評価を支援および促進することを目的としている。このモニタリングでは、保険会社が事業運営している環境といった追加的なニュアンスを示す可能性があり、加えて、最終的に保険会社に影響しうる、保険セクター外で蓄積する可能性のあるリスクについて、洞察を示す可能性もある。

2.2 SWMとIIM間のマッピング

33. SWMとIIMの間の相互作用を認めるために、IAISは、GME分類の単一セットを用いて様々な指標をマッピングした。データ収集エクササイズの出発点は、潜在的にシステミックであると特定されたエクスポージャー、ならびに、伝播チャンネルである。双方のモニタリングエクササイズでは、以下の分類を含む：

分類	IMM	SWM
規模	×	×
グローバルな活動	×	
相互関連性 - カウンターパーティーに対するエクスポージャー	×	×
相互関連性 - マクロ経済エクスポージャー	×	×
資産の流動化	×	×
代替可能性	×	×
保険引受およびソルベンシー		×
保険契約者の行動		×

新たに生じるリスク		×
経済環境		×

表1. SWMとIIM間のマッピング

34. 共通分類の各々について、IAISの分析は、セクター全体レベルと個別の保険会社レベルで、および保険会社プールのレベルで傾向および発展状況を比較することを目的とする予定である。分類の一部については、より定性的な評価に基づく可能性があり、一方で、他の分類については、IAISは、グローバルなセクターの発展状況と比較した、保険会社プール内の活動とエクスポージャーの間で定量的な比較を実施する予定である。

3 データ収集

35. GMEプロセスの第一歩は、データ収集である。データ収集は、データ収集の範囲決定を含む準備段階、実際のデータ収集、ならびにデータの検証で構成される。

3.1 データ収集の範囲

3.1.1 IIMのデータ収集の範囲：保険会社プールの選択

36. 以下の規準の少なくとも1つを満たす保険会社は、そこからデータが収集されることになる保険会社プールに含めるのに適格となるが、パラグラフ37の条項を条件とする：

- 総資産600億米ドル超かつ総保険料に占める本店所在管轄区域外からの保険料の割合が5%以上；または、
- 総資産2,000億米ドル超かつ総保険料に占める本店所在管轄区域外からの保険料の割合が0%超

上述の規準は、全ての保険子会社および非保険子会社を含む、グループレベルで検証される。

37. 分析的に裏付けられた例外的状況では、IAISおよび関連する当局は、システミック・リスクの分析のためにより代表的な保険会社のプールを可能とするために、その他では規準を満たす保険会社からデータを収集しないこと、または、規準を満たさない保険会社からデータを収集することを選択してもよい。

3.1.2 SWMのデータ収集の範囲

38. SWMは、IAISのメンバーの管轄区域で営業している法人からの統合データに依存する。SWMへの参加は、IAISメンバー全てに門戸が開かれている。グローバルな傾向をモニターする目的上、グローバルな保険セクターを十分に対象とする必要がある。そのため、少なくとも、グローバルな金融システムにおいて、その保険または広範な金融市場が重大な役割を担うIAISのメンバーは、データ収集エクササイズに参加している。

39. 結果として、以下の規準はグローバルな参加の観点から、広範な範囲を考慮する：

- 管轄区域がFSBのメンバーである；または

- 管轄区域が、少なくとも、国際的に活動する保険グループ（IAIG）および/または保険会社プールに参加する保険会社の1つの本店所在管轄区域である

2018年のデータに基づくと、これらの管轄区域は合算で、総計上保険料で世界市場シェア85%超を占める。

40. 管轄区域内の範囲については、管轄区域が妥当な範囲および代表的なサンプル（例えば、ビジネスモデルまたはリスク・プロファイルの観点から）を提供することが想定されている。これは、新たなデータ収集であることを考えると、全体的なデータの範囲は、包括的枠組みの実施の最初の年に広まる可能性があることが想定されている。最低限の妥当な範囲は、以下の中でより大きいものとなる：

- 上位3社の保険会社；または
- 現地の保険市場の60%を占める

3.2 データ収集の準備および開始

41. IAISは、毎年、IIMとSWMのデータ収集のパッケージを用意する。データ収集パッケージには、以下を含む：

- IIMとSWMのテンプレート；
- IIMとSWMの技術的仕様書⁵；および
- IIMとSWMの質問項目⁶

IIMとSWMの技術的仕様書は、それぞれ、「IIMの技術的仕様書」と「SWMの技術的仕様書」という文書で説明および定義されている。

3.3 データの検証

42. IIMとSWM双方のデータ検証には、以下を含むが、それに限定されない：

- 保険会社の、およびSWMデータの前年比分析；
- 指標スコアの前年比分析；
- 年次報告書と他の公的に入手可能なデータ源；および
- 指標スコアの要因についての同業者での見直しおよび分析

4 システミック・リスクの評価

43. GMEプロセスの第2歩は、システミック・リスクの評価である。

4.1 IIMのシステミック・リスクの評価

44. IIMの評価は、もはやG-SIIs候補の特定に重点を置くのではなく、個別の保険会社に集中している活動またはエクスポージャーからの、潜在的なシステミック・リスクに注目することで、IAISによる保険セクター全体で潜在的なシステミック・リスクの蓄積についての包括的な評価を支援することを目的とする。評価には、以下が含まれる：

⁵ 以前は「指示書」と称していた。

⁶ 以前は、「説明文書」と称していた。

- 個別の絶対評価：個別の保険会社のスコアが絶対指標ベースの手法に基づいて計算される；
- 個別の相対評価：個別の保険会社のスコアが相対指標ベースの手法に基づいて計算される；
- 個別の保険会社のシステム上の位置付けと保険会社のプールを銀行のシステム上の位置付けと比較する、セクター横断的分析；
- 保険プール内のトレンドの発展；および
- 流動性リスクの計量基準など、補助的な指標

45. IIM評価は、14の指標を含む5つの分類で収集されたデータに基づいている。2016年の手法と比較して、3つの指標が落とされ、5つの指標が精緻化された（Annex参照）。この指標ベースの手法は、絶対および相対の双方の基準でスコアを計算する際に用いられる。

46. 分類、指標、および指標の加重は、以下の表に示す（絶対参照値（ARVs）を用いる指標は、アスタリスクを付して示す）：

分類	指標	2019ウェイト
規模	総資産	2.5%
	総収益	2.5%
グローバルな活動	本店所在国外からの収益	2.5%
	国の数	2.5%
相互関連性	金融機関資産	9.4%
	金融機関負債	9.4%
	デリバティブ	9.4%
	デリバティブ取引（販売済みの、CDSまたは類似したデリバティブ商品の保証）	9.4%*
	金融保証	9.4%*
	変額商品に対する最低保証	9.4%
資産の流動化	短期資金調達	9.4%
	レベル3資産	9.4%
	負債の流動性	9.4%
代替可能性	具体的な事業種目の保険料	5.0%

表 2. 2019 年の手法の分類、指標およびウェイト

4.1.1 絶対的評価アプローチ

47. 保険プール内の各保険会社に関するデータの検証に続き、IAISは指標ベースの全体的な定量的スコアを計算する。これらのスコアは、14の指標それぞれに対する個別のスコアに基づいており、これは、それぞれのウェイトを乗じて、該当する場合は、絶対参照値を乗じて、その後、合計されて、各保険会社の全体的な定量的スコアが出る。個別の定量的評価は、システム上の重要性について初期の定量的なランキングを示す。

48. IIM評価手法は、圧倒的に絶対評価アプローチに基づいている（すなわち、所定の基準年のサンプル合計に基づく固定された標準値に対する保険会社のスコアを計算する。この絶対的アプローチを用いると、2013年および2016年の手法で、相対評価アプローチに基づいていたものと比較して、スコアがサンプル内の各保険会社のシステム上の位置付けにおける変更をより適切に反映するはずである。絶対手法用の基準年は、2018年のデータエクササイズからの分母を用いて設定されている。このことは、次の定期的な見直しの期間に見直される予定である。

絶対参照値

49. ARVsは、2016年の手法で、より広範な保険セクターまたは金融システム内の保険会社プールのシステム上の重要性をより適切に評価するための追加の要素として紹介された。例えば、2013年の手法に基づく、各保険会社の特定の指標に対するスコアは、個別の保険会社の合計を、サンプル内の全ての保険会社にわたり合計した合算額で割って計算された。ARVsは、金融市場の合計から導き出され、また、システム上の重要性をより適切に測定するために、3つの指標それぞれのウェイトを乗じた、倍率を定める。

50. 2019年の手法は、絶対評価アプローチを適用しているため、デリバティブ取引および金融保証のスコアを計算するために適用されるARVs指標は、その2017年の年末の値に基づいて固定されている。これにより、デリバティブ取引および金融保証のARVが、それぞれ16.06%と6.09%になる。しかしながら、IAISは、これらの市場の全体的な発展状況および活動の大幅な増加を入念にモニターし続け、また、手法の定期的な見直しの一環としてARVsを再検討することになる。

4.1.2 相対的なランク付け

51. 相対的なランク付けは、集団での協議のための情報提供として継続して計算される。相対的なランク付けは、更新された指標および上で示した2019年の手法からのウェイトリングを用いて計算されるが、関連する実施年の分母を用いる。

4.1.3 セクター横断的分析

52. セクター横断的分析は、保険会社のシステム上の立場を金融システムの他の要素、特に銀行と比較することを目的としている。このような分析には、共通の指標を用いた保険会社と銀行のスコアの比較を含む。バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の、グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIB）のエクササイズは、そのような分析を行うのに有用な標準値を提供する。銀行はシステムミックとなる可能性があり、そのため、システムミックな銀行との比較は、保険会社の評価に有用な基準値をもたらすことが、一般に受け入れられ

ている。

53. G-SIB手法には、5つの分類にわたり広がる12の指標が含まれている（表3参照）。銀行の指標のスコアは、各指標の市場シェアとして計算され（相対的評価アプローチが使用される）、また、その合計の定量的スコアは、指標スコアの加重平均である。スコアが130を超える企業は、G-SIBとして特定される（除外範囲は厳密に制限される）

54. 保険のスコアと銀行のスコアを比較することは、IIMの一部としてもデータが収集される共通の指標を用いれば可能である。この分析は、双方の手法の一部の指標にのみ依存するため、これは単なる部分的な比較である。IIMの一部として、個別の保険会社に対する銀行のシステム上の相対的立場の分析に加えて、IAISは銀行と保険会社のプールの間の全体的な傾向を比較する予定である。

55. G-SIB手法で用いた指標は以下となる：

分類	G-SIB 指標	G-SIB ウェイト
規模	エクスポージャー合計	20.0%
グローバルな活動	管轄区域を越える債権	10.0%
	管轄区域を越える負債	10.0%
相互関連性	金融システム内の資産	6.7%
	金融システム内の負債	6.7%
	有価証券残高	6.7%
複雑性	店頭（OTC）デリバティブ契約の想定元本	6.7%
	売買および売却可能(AFS)証券	6.7%
	レベル 3 資産	6.7%
代替可能性	支払業務	6.7%
	管理下の資産	6.7%
	債券・株式市場での引受取引	6.7%

表 3. G-SIB手法の分類、指標およびウェイト

4.1.4 動向の発展

56. 動向分析は、継続して実施され、また、全体的な評価への情報提供として用いられる。動向分析には、分母の開発（各定量的指標に関して）、それらの開発の基軸となるもの、異常値およびデータ問題の特定、および外国為替レートまたはサンプルの変動についての影響分析が含まれる。動向の分析は、個別の保険会社と保険会社のプールの発展の比

較も対象とする。

4.1.5 補助的リスク指標

57. グローバルな保険セクターにおけるシステミック・リスクの評価をさらに支援するために、IAISはその分析で補助的な指標を活用することができる。補助的な指標は、個別の定量的スコアの合計には影響しない。しかしながら、全体的な評価に知見を与えることが可能な追加の経緯情報を提供する可能性がある。

58. IAISは、現在、流動性の測定基準を開発している。これら流動性の測定基準は、保険会社の流動性エクスポージャーをIAISが評価する際のツールとして役立つことになる。その測定基準は、拘束力のある要件とはならず、むしろ、モニタリングのためのツールであり、保険会社および保険セクターの流動性の動向を特定する一助となる。IAISは2020年および2021年に流動性のモニタリングのための測定基準に関して助言を求めることを計画している。

59. IAISは、再保険会社が引受けた保険契約のために保有する、あらゆるリンクを補足することを可能にし、また、再保険会社に対する元受保険会社のエクスポージャーを反映することにもなる、金融内資産の指標に出再された保険契約準備金を補足する予定である。再保険の結びつきの情報の価値が、金融内資産および負債の指標の中で失われないようにするために、IAISは再保険の保険契約準備金の状況（出再および引受）を補助的な指標としてモニターすることを考えている。

60. IAISは、保険会社のリスク・プロファイルの進化の状況、およびシステミック・リスクの蓄積を評価する際の潜在的な貢献度に基づいて、その他の補助的な指標の開発を検討することもできる。

4.2 SWM のシステミック・リスクの評価

61. SWMデータ分析は、基礎となる要因を考慮したうえで、グローバルな保険セクターの主要なリスクおよび動向を評価することを目的としている。包括的な枠組みの目的上、SWM評価では、システミック・リスクの特定に重点を置いている。

62. IAISは、上述のデータ源を用いて、9つのSWM分類とそれらの相互関係に重点を置いて、セクターの評価を実施する予定である⁷。

63. セクターの評価には、少なくとも、以下を含む：

- 定量的評価
- 定性的評価；および
- 動向分析

⁷ 表1. SWM と IIM 間のマッピングを参照。

4.2.1 定量的評価

64. 定量的評価では、以下を含む、様々な統計手法を用いる予定である：

- データ範囲の分析；
- レベルと動向の分析；
- 保険とマクロ経済の発展の間の相互関係

4.2.2 定性的評価

65. 定性的評価では、それぞれの保険セクターでの主要なリスクおよび動向についての先を見越した監督上の評価を可能にする。

66. 監督者は、特定のリスクが具体化すると認識される蓋然性（低い、中位、高い）、リスクが現地市場で具体化するとしたら想定される影響（低い、中程度、高い）、および昨年からの進展を評価する。さらに、監督者は、現在、優先度が高いと自身が考えるリスクについても特定するように依頼される。

67. 主要なリスクの次に、監督者は自身の（管轄する）保険セクターにおける主要な動向、例えば、収益性、保険引き受け、投資収益、市場の変動制、および準備金の十分性についても評価する。セクターの主要な動向の各々について、監督者は、動向が緩やかまたは劇的な増加/減少を示しているかどうか、または、安定状態を保っているか評価する。

68. 最後に、保険セクターは社会的および経済的条件の変化により影響を受けかねないことを認識したうえで、定性的評価においては、外部の発展状況も考慮される。監督者は、自身の管轄区域において、報告期間中に、保険契約者の行動に影響することになる何らかの進展が観察されたかどうか評価する。そのような進展の例としては、損害保険および生命保険セグメントにおける詐欺、または、生命保険契約での解約率の変化がありうる。

4.3 SWMとIIM間の相互作用

69. グローバルな保険セクターにおけるシステムック・リスクの蓄積の可能性に関する総合的な見解を可能にするためには、SWMとIIMのデータ収集の結果を結び付ける必要がある。

70. 2つのデータ収集は、双方とも同じリスクを対処にするが、異なる観点から行うため、補完するものとなる可能性がある。総計上保険料に関して世界の保険市場の85%超をカバーすると想定されるSWMデータ収集の結果は、動向についての広範な概観を示すことができ、総計上保険料に関してグローバルな保険市場の約25%をカバーすると想定される、保険会社のプール内の約50の保険グループのIIMからのデータ収集により補完されている。

71. IIMは、リスクの集中度のレベル、または、保険セクターにおけるもっとも重大なプレーヤーのレベルでの潜在的な異常値についての洞察を示すことで、SWMを補完する。また、IIMはSWMを通じて特定された潜在的に生じうるリスクおよび動向に深く潜り込む

ことも可能にする。

72. セクター全体および個別の保険会社の動向に注目することは、必要な先を見越した見解をもたらし、また、異常値の評価も含む（すなわち、そのエクスポージャーが異なる方向に発展する、または、同業者のものより速いペースで発展する保険会社）。エクスポージャーおよび活動のレベルが、セクター全体および個別の保険会社のレベルの双方で増す場合も、最新の注意が必要となる。個別の保険会社の経営困難または無秩序な破綻がグローバルな金融安定に深刻な脅威をもたらすことになる、個別の保険会社が存在しない場合であっても、個別の保険会社数社の中で、または多くの管轄区域内で特定の活動またはエクスポージャーについてハイレベルの集中があれば、より相互に関連する行動につながりかねない。

73. GMEのデータ源の1つである外部データは、IAISが、例えば、保険会社プールのおよびSMW参加者の代表性の基本的なチェックを総計上保険料の観点から行うことを可能にする。

74. マクロ経済調査の指標およびデータ要素により、IAISが保険市場の発展状況とグローバル経済の全般的なマクロ経済の見通しとを結び付けることができるようになる。

5 IAIS メンバーとステークホルダーとのフィードバックループ

75. GMEの第三のステップは、IAISメンバーとステークホルダーとのフィードバックループである。

5.1 IAISメンバーとのフィードバックループ

76. 監督者による評価は、継続して実施され、また、全体的な評価の情報提供としても用いられる。これらの監督上の評価は、特に、その経営困難または無秩序な破綻により、潜在的な（グローバルな）システム上の影響が増加する著しいレベルおよび/または動向を裏付ける、保険会社に対して実施される。

77. これらの評価は、他の関与する監督者との調整が適切であれば、そのリスクの評価、報告日の後のあらゆる主要な進展、ならびに潜在的なシステミック・リスクの蓄積への監督者の対応に関する、関連する監督者からの対象を絞った情報に、部分的に基づいている。

5.2 外部のステークホルダーとの円卓協議

78. IAISは、金融安定を含む、セクターに関連する論点について、ステークホルダーとの対話を続けることを約束している。そのためには、IAISは、セクターの発展状況に関する情報交換および議論を促進するために、最高リスク管理責任者、投資家、および格付け機関など、関連するステークホルダーとの円卓会議の開催を計画している。

79. 円卓会議は、毎年開催し、また、外部のステークホルダーがその立場およびセクタ

一の洞察を共有するよう奨励することが意図されている。

6 IAIS の集団での協議

80. GMEの4番目のステップは、IAISの集団での協議である。

81. 集団での協議は、IAISのメンバーが、グローバルな保険セクターにおけるシステムミック・リスクの評価に関して集団での見解を取りまとめ、システムミック・リスクの蓄積を検出し、また、システムミック・リスクが発生したら適切な監督上の対応について議論する、基盤である。SWMおよびIIMの双方は、IAISによるグローバルな保険セクターにおけるシステムミック・リスクの評価への主要な情報提供であり、集団での協議にその情報が投入されることになる。

82. 以下の小区分は、集団での協議に提供されるIIMとSWMの情報に関するさらなる詳細を示す。

6.1 IIM に関連する規準

83. 以下の規準は、集団での協議への1つの情報提供として、IAISがIIM評価でどこに重点を置くか決定する際の一助として利用される。レベル規準は、グローバルな金融安定に対する実際の脅威を示唆することを目的としており、一方、動向および異常値の規準は、潜在的なシステムミック・リスクの蓄積を示すために、より先を見越した性質となっている。最後に、定量的規準の利用は、システムミック・リスクの動的性質を認識した上で、専門家の判断により補完される。

レベル

84. IAISは、潜在的にシステムミックな活動またはエクスポージャーが、経営困難または無秩序な破綻がグローバルな金融安定に深刻な脅威をもたらしてしまう程に個別の保険会社に集中してしまう状況を示唆するために、絶対的手法に沿ったスコアに基づいて、予め決定したレベル規準を用いる。システムミック・リスクのこのレベルは、保険会社の合計スコアで示される。

動向

85. 動向の規準は、一つまたは複数の指標でのスコアの著しい変動を特定およびモニターするよう意図されている。このことは、合計スコアまたは指標スコアの増加に注目することで実行できる。

86. 動向の規準は、絶対的評価手法の合計スコアにおける、対前年比、または複数年での、パーセンテージまたはベースポイントでの、もしくは、少なくとも、特定の指標の数での著しい増加に重点を置く。何をもち「著しい」増加とみなすのかは、状況に左右されるが、合計スコアそのものにも左右される。そのため、比較的スコアの高い保険会

社に関しては、より低いパーセンテージの増加を、そして、より低スコアの保険会社に関しては、より高いパーセンテージの増加を使うことが検討される可能性がある。

異常値

87. 異常値規準は、個別の保険会社の活動およびエクスポージャーが、保険会社のプールまたはセクター全体（SWMに基づく）と比較して、どのように発展するかモニターすることを目的としている。例えば、個別の保険会社の、合算した動向に対する合計スコアまたは指標スコアの著しい変動、または、その動向を超える場合、さらなる調査の誘因となりかねない。異常値規準の例として考慮されるものには、単独の指標の一定の絶対的な増加、または中央値の増加よりも、一定倍数高い増加が含まれる。

重要性規準

88. 動向および異常値の双方の規準が重要性規準を条件として用いられる。これは、全体的なスコアまたはエクスポージャーが非常に低い保険会社を除外するよう意図されており、そのような会社は、活動の開始レベルが低いことが原因で、小さい絶対的変化が結果として、著しい相対的変化になり、これは、IAISレベルでの協議を必ずしも正当化するものではない。

専門家の判断

89. 最後に、システミック・リスクの動的性質を考慮すると、定義された定量的規準のみを使用する場合、関連する発展が見落とされる可能性があると認識するために、専門家の判断が用いられる。専門家の判断は、本質的により定性的となる可能性があり、主要な事業上の変更、またはSWMおよびセクター横断的分析の結果により知見を得る。これは、また、保険会社がレベル規準に近づくが、まだそれを超えていない状況にも関係する。

6.2 セクター全体のモニタリング

90. 集団での協議への他の主要な情報提供は、セクター全体の観点で活動またはエクスポージャーに端を発するシステミック・リスクの潜在的な蓄積に焦点を当てることによる、ならびに、IIMの結果をより広範な状況に組み入れることによる、SWMの結果である。

91. 当該評価には、少なくとも、以下を含む：

- システミック・リスクをもたらしかねない、セクターおよび活動の定量的評価；
- IAIS のメンバーによる、自身の管轄区域内の主要な保険リスクおよび動向についての先を見越した評価に基づいた、セクターおよび活動の定性的評価；
- リスク指標の長期的な変化をモニターする動向の分析；および
- IIM との相互作用

6.3 集団での協議の内容

92. 集団での協議には、セクター全体および個別の保険会社それぞれの双方からの、グローバルな保険セクターにおけるシステムミック・リスクの先を見越した調査が含まれる。

93. これには、特定の市場または活動、もしくは具体的な保険会社（または複数の保険会社）において確認された著しい成長で、活動およびエクスポージャーにおける著しい増加または集中を示す。IAISのメンバーおよび関連する監督者は、自身の管轄区域内で確認された動向またはレベルについて、または、潜在的にシステムミックな活動に焦点を当てた上での個別の保険会社のレベルで、それらの保険会社が潜在的なシステムミック・リスクをどのように評価するか、および、既に適用されている、または検討中の監督上の政策措置（強化された監督上の政策措置および/または介入権限）について、発見事項を共有するよう依頼されることになる。この協議は、包括的枠組みの監督文書の実施状況についてのIAISの評価結果に裏付けられることになる。

94. 個別の保険会社の経営困難または無秩序な破綻が、グローバルな金融安定に深刻な脅威をもたらすようになるほど、潜在的にシステムミックな活動またはエクスポージャーが個別の保険会社に集中する状況があるとしたら、協議はより集中的なものとなるであろう。チャプター6.1に概説したように、これはレベル規準に近付いている、または超えている保険会社により示される可能性がある。協議の焦点は、必ずしも潜在的なリスクを調査し評価することではなく、確認されたリスクに対処するための監督上の対応について協議することにある。

6.4 集団での協議の結果

95. 協議の結果は、以下の2要素となりうる：

- グローバルな保険セクターにおける現在および潜在的な将来のシステムミック・リスクの評価に関するIAISの共通の見解。該当する場合、これは、特定の活動、エクスポージャー、地域または個別の保険会社のレベルで、確認された特定のリスクに焦点を当てる可能性がある。
- 以下を含みうる、フォローアップのためのあらゆる提言：
 - IAISレベルでのさらなる分析の提言で、これは確認された特定の動向を適切に理解するために、本来、定性的および定量的双方となる可能性があり、特別なデータ収集を含む、または確認された特定のリスクに深く潜り込む可能性がある。この分析の結果は、その後、例えば、（強化された）GIMARの次の版の話題を取り上げる章を通じて、外部で共有される可能性がある；
 - 監督者が具体的な活動またはエクスポージャーに対処する際の一助となる対象を絞った監督文書または支援文書の策定、もしくは可能性のある追加的な監督能力の構築、または効果的な監督実務に関する教訓を共有するための情報共有のフォーラムに関する提言；および/または、
 - 監督上の政策措置の適用および介入は、最終的には関連する監督者の責任であると認識した上で、特定の保険会社に対する、強化された特定の政策措置または、介入権の適用の適用を考慮すること。

7 報告

96. GMEプロセスの5番目および最後のステップは、内外のステークホルダーに対する報告である。

97. IAISは引き続き透明性の強化に取り組む所存であり、そのため、一般公衆、IIMに参加する保険会社、およびSWMに参加する管轄区域に対して開示を行う予定である。

7.1 参加保険会社への報告

98. 各年次のエクササイズ終了を受けて、IAISは、以下の要素を含め、IIMに参加する各保険会社に対して保険会社固有の報告を行う。

- 各定量的指標に関する保険会社のスコア；および
- 各定量的指標に関して、中央値のスコア、標準偏差、およびスコア分布の四分位を含む記述統計学

7.2 IAISメンバーへの報告

99. GMEの結果は、IAISのメンバー全体にとって、貴重な情報提供となる可能性があり、そのため、IIMおよび/またはSWMに参加したメンバーのみならず、IAISのメンバー全員と共有される予定である。

100. IAISは、グループ全体の監督者に、個別の保険会社のリスクのスコアが保険会社のプールのスコアとどのように関係するかについての洞察を示すことを目指している。中央値のスコアおよび保険会社のプール内のスコアの分布を含む記述的統計は、共有することができよう。

101. IIMに加えて、監督者は自身の管轄区域の主要なリスクおよび動向が、グローバルな保険セクターにどのように匹敵するかについて洞察を得ることになる。

7.3 FSB への報告

102. FSBに対する報告は、FSBによるグローバルな金融安定の広範で、セクター横断的な評価に関して、保険セクターの見解を示す一助となる。実施の最初の年には、報告は、FSBが全般的には包括的枠組みの有効性に関して、および具体的にはGMEについて、その見直しを2022年までに実施するのに十分な情報を提供することも目指している。そのために、IAISは、FSBとシステミック・リスクおよび監督上の対応の評価に関する年次報告書の提供に合意した。各年のGMEの完了を受けて、IAISはFSBに対して、IIMおよびSWM双方の結果、ならびに結果に関するIAISの集団での協議、および適切な監督上の対応を含む、GMEの結果を要約する報告書を用意する予定である。

103. FSBに対する非公開の年次報告書には、少なくとも以下の要素を含むことになる：

個別の保険会社のモニタリング

104. 情報は、保険会社のプールおよび個別の保険会社のレベルで提供される予定である。これには、少なくとも、以下の結果を含む予定である：

- 最新の絶対的および相対的指標ベースの手法に基づいて計算された、保険会社のプール内の個別の保険会社の格付けおよびスコア；
- 個別の保険会社と保険会社のプールのシステム上の立場を銀行の立場と比較した、セクター横断的分析；
- 保険会社のプール内での動向の発展状況；
- 集団での議論への規準の適用；および
- 適切であれば、定性的評価。

セクター全体のモニタリング

105. 具体的な活動およびエクスポージャーに関して、セクター全体の動向から生じる潜在的なシステムック・リスクを評価することを目指して、グローバル、地域、および管轄区域のレベルで情報が提供される。これには、少なくとも以下の結果が含まれることになる：

- システムック・エクスポージャーおよび移行チャネルを含む、システムック・リスクをもたらしかねないエクスポージャーおよび活動についての定量的評価
- IAISメンバーの、自身の管轄区域での主要な保険リスクおよび動向についての先を見越した評価に基づいた、セクターおよび活動についての定性的評価；
- 長期的なリスク指標の発展をモニタリングすることを目指した、動向の分析；および
- 全体的な動向に反するまたはその動向を越える何らかの展開を強調することを含め、個別の保険会社のモニタリングとの相互作用。

集団での協議

106. 集団での協議に提供すべき情報には、以下を含む：

- 個別の保険会社およびセクター全体のレベルでの、グローバルな保険セクターにおける、現在および潜在的な将来のシステムック・リスクの評価に関する協議の結果；
- 個別の保険会社および/またはセクター全体レベルで既に適用されている、監督上の政策措置、ならびに、管轄区域での包括的枠組みの実施状況のIAISによる評価結果を考慮した、検討中のあらゆる追加措置を含む、それらのリスクの規制上および監督上の取扱いに関する協議の結果；
- 監督上の政策措置および介入の適用の責任は、最終的に関連する監督者にあることを認識した上で、集団での協議の結果としての、あらゆる合意された提言で、IAISによるフォローアップの分析、または特定の強化された政策措置の適用に関する検討、および/または、具体的な保険会社への介入権限、を含む可能性がある。

7.4 公衆への報告

107. 公衆への報告には、グローバルな保険セクターにおける発展状況の一般的な説明およびGMEの全体的な結果（すなわち、IAISによるグローバルな保険セクターにおけるシ

ステミック・リスクの評価)の双方を含むことになる。当該報告では、動向、異常値、活動および観察事項に関する可能性のある協議に関する情報を提供することになるが、個別の保険会社の特性に関する情報は含まない。

108. IIMの結果に関するセクションでは、少なくとも以下に関する情報を含む予定である：⁸

- 各指標に関する総計；
- 指標スコアの計算に用いられた公式；
- 指標に用いた絶対参照値；
- その年の評価プロセスで用いたデータ定型様式および説明書；
- 保険会社のプール内の全体的な動向の分析

109. SWMの結果に関するセクションには、少なくとも以下を含む予定である：

- セクターの最近の業績、ならびにその直面する主要なリスクに焦点を当てた、マクロ健全性監督の観点からのグローバルな保険市場の動向および発展状況；
- 保険会社が事業運営する環境を理解することにより、および最終的に保険会社に影響しかねない、保険セクター外で蓄積される可能性のあるリスクに対する洞察を提供することにより、システミック・リスクの評価に関するさらなるニュアンスを示すための、より広範な金融システムおよび実体経済における、動向および発展状況；および、
- グローバルな保険セクターのレベルで、特定の市場または活動におけるシステミック・リスクの可能性のある蓄積に関するあらゆる所見。

⁸ IIM のデータ収集に関する開示は、G-SII のデータ収集で整備されたものと類似している。

Annex : IIMリスク指標への変更の詳細な説明

110. 指標の反応性および銀行の手法との整合性を高めるために、2016年の手法に以下の変更が加えられた：

指標	変更の説明
金融システム内の資産 (IFA)	<p>正味公正価値が正のOTCデリバティブ取引に関する現在のエクスポージャーおよび将来の潜在的エクスポージャー、正味の現在エクスポージャーが正の証券金融取引 (SFTs)、グループ外の金融カウンターパーティーに対するあらゆる預金を含めること、ならびに中央銀行およびその他公的組織の除外により明確性が向上することにより、従来除外されてきたリスクとセクター横断的な整合性の向上を捕捉すること。</p> <p>元受保険会社と再保険会社との間の金融システム内部の潜在的エクスポージャーをより正確に捕捉するために、再保険の指標を代替するIFAの構成要素として、再保険資産を含めることが検討されている。</p>
金融システム内の負債 (IFL)	<p>正味公正価値が負のOTCデリバティブ取引に関する現在のエクスポージャーおよび将来の潜在的エクスポージャー、正味の現在エクスポージャーが負のSFTs、および未行使の約定信用限度額を含めること、ならびに中央銀行およびその他の公的組織の除外により明確性が向上することにより、従来除外されてきたリスクとセクター横断的な整合性の向上を捕捉すること。</p> <p>元受保険会社と再保険会社との間の金融システム内部の潜在的なエクスポージャーをより正確に捕捉するために、再保険の指標を代替するIFLの構成要素として、再保険負債を含めることが検討されている。</p>
デリバティブ	<p>OTCデリバティブ取引が証券取引所で取引されているデリバティブとの比較において一般的により複雑な取引であると考えられていることならびにこれによりセクター横断的な整合性が向上することから、デリバティブの指標を、OTCデリバティブ取引に限定すること。</p>
レベル3資産	<p>レベル3の比率のサブ指標を廃止すること。これまで、本指標は、具体的には(i)不動産の実体的保有を差引いた、レベル3資産の絶対値、および(ii)継続的に公正価値で測定される総資産に占めるレベル3資産の割合の2つのサブ指標から構成されてきた。この比率のサブ指標は、保険会社がレベル3資産の売却を余儀なくされる可能性の目安を示すことを意図していたが、売却規模までは示唆できず、そのため潜在的なシステム上の影響の尺度を示唆してこなかった。</p>
非契保険約者負債および非保険収入	<p>指標を廃止すること。近年の経験から、本指標が想定外の結果をもたらしかねない領域が複数あることが判明している。また、2018年のデータ収集において求められたところに従って捕捉された要素をさらに分析したところ、非保険契約者負債の大部分がシステム上のリスク</p>

	を有しないかまたは他の指標により捕捉されており、必要に応じて今後のモニタリングの対象とされる、カバーされていない要素が僅かに残った。
短期資金調達 (STF) および負債流動性 (LL)	<p>STFとLL間のウェイト付けの規模を変更すること。報告された値に大きな開きがあったことから、同じく報告されたSTFの指標の値は、LLの指標におけるものよりもかなり高いウェイトを暗にかけられることになる。合計エクスポージャーの割合でウェイト付けの規模を変更することが、これに対処する方法である。</p> <p>デリバティブのポジションに対して市場が逆行した場合に備えて会社が差し入れる必要のある追加証拠金または担保を示すため、デリバティブの将来の潜在的エクスポージャー（すなわち、所定の期間にわたり所定の信頼水準において想定される信用エクスポージャーの最大値）を含めること。最後に、STFから、その再担保または再利用が契約条項上において明示的に禁止されている担保を除外することが提案されている。</p>
回転率	指標を廃止すること。 近年の経験から、本指標が想定外の結果をもたらしかねない領域が複数あることが判明している。例えば、満期を迎える投資と売却との間を区別していなかった。

表4. 指標の変更の概要

111. 指標の変更は、ウェイト付けに影響を与える。以下の原則に基づき、IAISは変更された各（サブ）カテゴリーの全ての指標に対して、以下に沿って等しく9.4%のウェイトをかけることを提案する：

- ウェイトの合計を100%とする；
- 2016年の手法と比べて、カテゴリー間の基礎となるウェイト付けの仕組みを大きく変えることは望ましくない；
- 規模、グローバルな活動および代替可能性のカテゴリーは、それぞれ5%ウェイト付けを維持し、ウェイト全体の残りの85%を相互関連性および資産流動化のカテゴリーに割り当てるべきである；
- 二つの指標を統合する際には、ウェイト付けに対する影響は、2つの指標のうちの1つが廃止されたものと仮定して算定される。

112. 相互関連性および資産流動化のカテゴリーに著しく高いウェイトをかける明確な理由がありうるものの、厳密に選択するウェイトは判断に委ねられているということに留意すべきである。関連する指標について同一のウェイトをかけることにより、学術的な裏付けのない中で各指標の相対的な重要性に関する判断を行うことが回避される。